

# 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人はキリスト教精神に基づき、女性の視点に立って、全ての人々の人権と平和を守り、困難な状況にある人々、特に女性と子どもへの支援につとめ、社会全般の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会の実施、政策提言、印刷物の頒布等の方法による女性と子どもの人権向上に資する事業。
- (2) シェルターの提供等女性と子どもの福祉に資する事業。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

### (基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

### (財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項の第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

#### (定数)

第12条 この法人に、評議員8名以上15名以内を置く。

#### (選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

#### (構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

#### (権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 役員等の報酬等の額及び支給の基準
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度開始前に開催する他、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

#### (招集)

第 19 条 評議員会は法令に別段に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名及び出席した代表理事がこれに記名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員等

#### (役員の設定)

第 24 条 この法人に次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
  - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、2 名を代表理事とし、2 名以内を一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。
  - 3 監事のうち、公認会計士または税理士の資格を持つ監事は、有資格監事と称する。

#### (役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会はその決議により、前項で選定された代表理事より理事長 1 名、副理事長 1 名を選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の業務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された理事の任期は、退任した理事又は現任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

#### (役員解任)

第 29 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (報酬等)

第 30 条 代表理事及び業務執行理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別途定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等を支給することができる。上記以外の理事については無報酬とする。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関して必要事項は評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。

#### **(責任の免除又は限定)**

- 第32条 この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## **第7章 理事会**

#### **(構成)**

- 第33条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### **(権限)**

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### **(招集)**

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長に事故があるときは副理事長が招集し、双方が欠けたときまたは事故があるときに各理事が招集する。

#### **(議長)**

- 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### **(決議)**

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

#### **(決議の省略)**

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### **(報告の省略)**

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

**(議事録)**

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

**(理事会運営規則)**

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

**(定款の変更)**

第 42 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 13 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 45 条に規定する公益認定の取り消し等に伴う贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 13 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

**(合併等)**

第 43 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

**(解散)**

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

**(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(残余財産の帰属)**

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 会員

**(会員)**

第 47 条 この法人は、この法人の趣旨に賛同し、公益目的事業を援助する個人及び団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「会員に関する規程」による。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。
- 3 第1項の委員会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

### (事務局の設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

## 第12章 公告

### (公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により掲載する方法による。

## 第13章 補則

### (委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、佐竹順子、川野安子とし、業務執行理事は寺岡シホ子、今橋宣子とする。

## 附 則 (2015年6月19日一部改正)

- 1 この定款の一部改正は、同日から施行する。